

四国土地改良調査管理事務所だより



にしきみ

Vol.26 令和7年 2 月



那賀川南岸堰（徳島県阿南市）

目次

INDEX

■巻頭言	ごあいさつ（四国土地改良調査管理事務所長）	1
■国営事業情報	国営総合農地防災事業「吉野川下流域地区」 水資源機構へ事業承継	2
■事業完了地区の紹介	国営総合農地防災事業「那賀川地区」の事業完了	3
■国営事業情報	国営総合農地防災事業「那賀川地区」完工式を挙行	4
■国営事業情報	国営施設機能保全事業「南予用水地区」実施状況	5
■国営調査情報	国営かんがい排水事業「南予用水地区」再評価を実施	6
■地域情報	香川県内の恒例行事で農業農村整備事業をPR	7
■地域情報	那賀川地区コスモスウォーキングで事業をPR	8
■業務体制	事務所体制情報	9

農林水産省
中国四国農政局

巻頭言

ごあいさつ



四国土地改良調査管理事務所長

むらした ひでふみ

村下 秀文

日頃から四国管内の農業農村整備事業へのご理解とご協力、また、農業・農村振興へのご尽力を賜っておりますことに心より感謝申し上げます。

この度、当事務所管内の国営事業や農政に関する情報をお伝えするため、「NNしこくみち」をお届けいたします。

現在、当事務所では、国営施設機能保全事業「南予用水地区」の実施、また国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業や防災情報ネットワーク事業を通じて、四国管内の事業完了地区における継続的なフォローアップを行っています。国営事業の実施や完了地区のフォローアップにおいては、地域農業者、土地改良区、自治体をはじめ、多くの関係各位のご意見をいただきながら、国営造成施設の機能保全や、事業効果が適切に発揮されるよう努めてまいりますので、引き続き、関係者の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、農業・農村をめぐる情勢は、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、気候変動による自然災害の激甚化に加え、長期化するロシアのウクライナ侵攻、円安の影響などにより肥料、飼料、燃料といった輸入依存度の高い生産資材の高騰など、農業経営に大きな影響が及ぼされました。

こうした中、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、「食料安全保障の抜本的強化」、「環境との調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村のコミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。本年度中に新たな基本法に基づく食料・農業・農村基本計画を策定し、施策の具体化を着実に進め、食料安全保障の強化等に向けて農業の構造転換を図るための施策を集中的に実施していくこととされており、人口減少下における農業用インフラの保全管理を進めるため、土地改良法の見直しも検討されています。

当事務所としましても、基本計画の策定や土地改良法の見直し、各種施策の具体化の動きを注視しながら、土地改良区はじめ地域の関係者の皆様と連携し、前歴事業を通じて築かれてきた四国地域の農業・農村を守り、さらに次世代への継承に向けた取り組みを進めてまいります。

今後とも職員一同どうぞよろしくお願い申し上げます。

国営総合農地防災事業「吉野川下流域地区」水資源機構へ事業承継

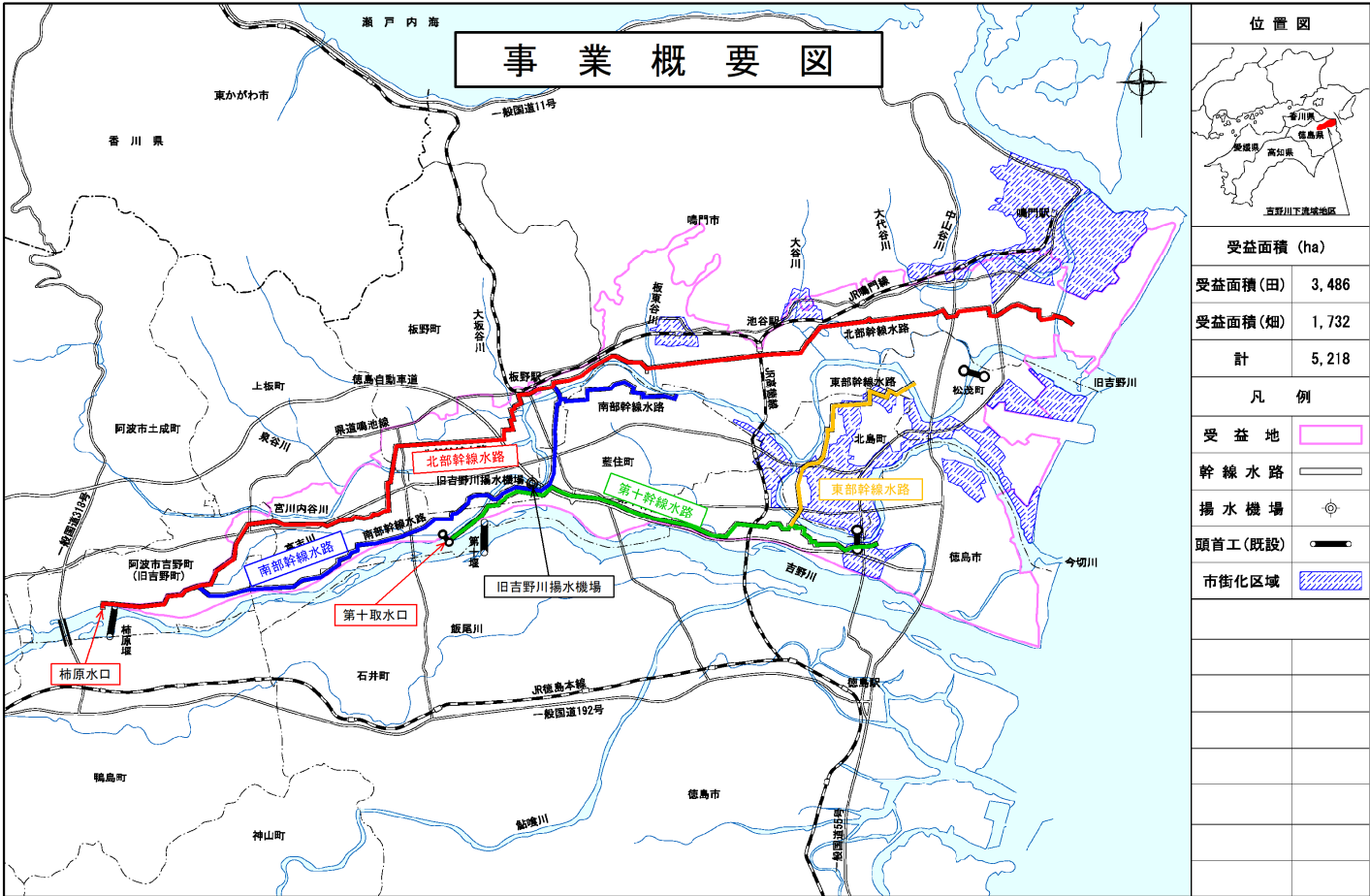
令和6年3月1日、農林水産省において実施していた本事業が(独)水資源機構が実施する「吉野川下流域用水事業」として、事業承継されました。これに当たり、中国四国農政局において引継式が開催され、中国四国農政局仙台光仁局長から(独)水資源機構富田晋司副理事長へ引継書が手交されました。

本事業を(独)水資源機構に事業承継する手続きとして「吉野川下流域土地改良区」の組合員の皆様から水資源機構法で必要と定められている2/3以上の同意をいただいたうえで、将来に亘る幹線水路施設の円滑な運用・維持管理に向け、同法第14条第3項の規定に基づく事業実施計画認可が令和6年2月29日に公示され、事業承継を了することができました。

本事業の事業着手は平成3年度ですが、昭和61年度の調査開始から数えれば、昭和・平成・令和と約40年もの長きに渡り、農林水産省として本地区に関わってきましたが、令和6年3月1日から本事業は、(独)水資源機構による「吉野川下流域用水事業」として実施され、令和7年度の事業完了を予定しています。また、令和8年度からは(独)水資源機構と吉野川下流域土地改良区によって管理が行われることとなっています。

以下に、事業承継時点の事業概要(農地防災事業)となりますが紹介させていただきます。

- ◆ 関係市町 徳島県徳島市、鳴門市、阿波市、板野郡松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
- ◆ 受益面積 5,218ha（水田3,486ha、畑1,732ha）
- ◆ 総事業費 162,600百万円
- ◆ 事業期間 平成3年度～令和5年度 ※ 令和6年3月に(独)水資源機構へ事業承継
- ◆ 主要工事 取水口(改修) 2箇所、揚水機場(新設) 1箇所
幹支線水路(新設) 63.5km



国営総合農地防災事業「那賀川地区」の事業完了

那賀川地区は稲作を中心とした県下有数の農業地帯ですが、取水施設の老朽化に伴う施設の安全性の維持の問題や、都市化・混住化の進展に伴う農業用水の水質悪化による水稻栽培への支障等の問題が生じていました。

「国営総合農地防災事業 那賀川地区」は、これらの問題を解消するため、3つの堰（吉井大西堰、南岸堰、北岸堰）を統合して災害発生を未然に防止するとともに、用水路を整備し用排分離を行い、農業用水の水質保全による生産性の向上と農業経営の安定を図ることを目的として平成8年度に事業着手し、その後2度の事業計画の変更を経て、令和6年10月31日に事業完了いたしました。

平成13年の1回目の事業計画変更では、河川管理者や漁業者との協議・調整に期間を要したことから、緊急性の高い堰の早期整備を望む声が地元から上がったことを受け、堰の位置を下流の南岸堰地点に変更して減水区間を縮小し、上流の地区は揚水機場により補給を行う計画とし、その後、上流から幹線水路の整備を進めていきました。

平成27年の2回目の事業計画変更では、事業費の増嵩や関連事業の遅れから、早期の効果発現と事業費の抑制のため、徳島県から「南岸堰と既設水路の活用による計画の検討」について要望が出され、統合堰を南岸堰の補修に変更するとともに、中流域以降をパイプラインによる用排分離から、既設開水路の改修による汚濁負荷の掃流に変更する計画に変更し、工事を進めていきました。

令和3年度からは試験通水を開始し、地区内への配水状況の調査と施設の操作運用の試行を行い、渇水が頻発する那賀川において、施設の操作運用に問題が無いことを確認しました。

令和6年11月からは管理委託協定に基づく那賀川土地改良区による管理が開始されており、今後は改良区により地域の農業の発展に資する水運用が進められていきます。



幹線水路工事



施設の操作の習熟作業



下流開水路区間



撤去後の北岸堰（床止工）

国営総合農地防災事業「那賀川地区」完工式を挙行

令和7年1月18日（土）、阿南市「夢ホール」にて、国営総合農地防災事業「那賀川地区」完工式が、農林水産大臣（代理：農村振興局整備部長）、中国四国農政局長、徳島県知事、国会議員（代理：秘書）、県議会議員、関係市町、関係土地改良区役員等61名の出席により開催されました。

完工式では、中国四国農政局長による式辞、農村振興局整備部長による農林水産大臣挨拶の代読、中国四国農政局防災課長による事業経過報告、徳島県副知事、国会議員の方々、徳島県土地改良事業団体連合会会長からの祝辞と続いた後、促進協議会会長である小松島市長と那賀川土地改良区理事長である阿南市長から謝辞が述べられました。

式典後は、那賀川地区国営総合農地防災事業促進協議会主催による祝賀会が開催され、今後の那賀川地区の発展を祈念して閉会しました。

完工式の様子



完工式の状況



式辞（仙台農政局長）



挨拶（農村振興局整備部長）



事業経過報告（防災課長）



祝辞（村上副知事）



謝辞（小松島市長）

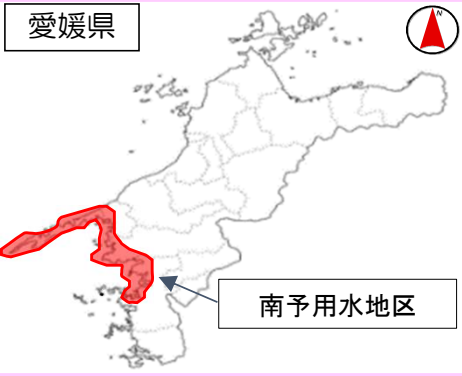


謝辞（阿南市長）

国営施設機能保全事業「南予用水地区」実施状況

事業概要

○ 位置図



○目的
南予用水地区の基幹的な農業水利施設は、国営南予用水土地改良事業（昭和49年度～平成11年度）により整備されましたが、事業完了後、経年に伴い、貯水池及び揚水機においては電気設備の劣化による誤作動、用水路においては継手部の劣化による漏水の発生等の性能低下が生じており、今後、更なる性能低下の進行により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障を来すこととなります。
このため、本事業では農業水利施設の機能を保全するための整備を行うことにより、施設の長寿命化、施設の維

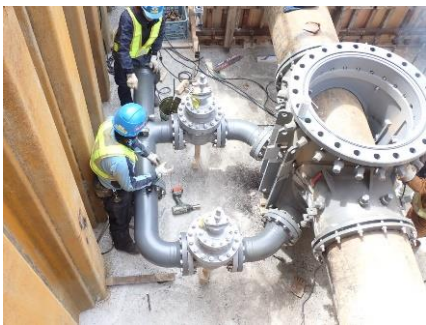
持管理の軽減及び農業用水の安定供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものです。
また、水道用水の安定供給にも寄与しています。
○概要
関係市町
愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市及び西予和郡伊方町
受益面積 7,200ha(すべて果樹園)
事業工期 平成26～令和9年度(予定)
主要工事計画
貯水池（改修） 2箇所
揚水機場（改修） 20箇所
用水路（改修） 5.1km
水管理施設（改修） 2箇所

施設整備の状況

用水路の改修(北幹線水路)



不断水分岐 割T字管吊込



バイパス管布設



不断水インサープラグ 穿孔状況



不断水インサープラグ 挿入準備



不断水バルブ



不断水インサープラグ 挿入完了



新管布設（DCIPφ600 NS形 2種管）

北幹線水路は、水道用水も通水していることから、断水せずに、既設管の分岐やプラグ・バルブ等の挿入を行う工法を採用し、工事を施工しました。

国営かんがい排水事業「南予用水地区」再評価を実施

農林水産省は、農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、国営事業等に関して、事業採択後、一定期間ごとに当該事業をとりまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価（再評価）を行い、必要に応じ事業の見直し等の検討を実施しています。

国営かんがい排水事業「南予用水地区」（以下「本事業」という。）は、事業採択後10年が経過したことから再評価を行い、令和6年8月に農林水産省ホームページで評価結果を公表しました。

再評価の取りまとめに当たり、愛媛県をはじめ関係市町、関係土地改良区等、関係JA、地元農業者等の方々に多大なご協力を賜りました。誠にありがとうございました。

本項で、本事業評価結果の概要を紹介します。

本事業をとりまく諸情勢の変化

南予地域では、本事業により農業用水の安定供給、施設の維持管理及び労力の軽減が図られている。

また、営農では地区内のかんきつ類共選組織が、独自のブランド産品を取り揃え、競い合いながらかんきつ王国愛媛を支え、生産団地を牽引している。

関係市町の総農家数、耕地面積は減少傾向にあるものの、地域ブランドの確立等により、販売金額1,000万円以上の経営体が10年間で59%増加するなど、かんきつ経営基盤の強化が進んでいる。



事業の評価（再評価）

現時点において、受益面積、主要工事計画及び事業費の見直しが必要な変動は認められず、令和5年度までの事業進捗率は63.7%である。

関係団体は、事業コストの縮減に努めつつ、本事業を計画的に実施することで農業用水の安定供給といった事業効果が早期に発現すること、さらには優良農地の確保や地域農業の活性化が図られることを望んでいる。

これらのことから、県、市町、土地改良区等の地元関係機関と連携を図りつつ、事業を計画的かつ着実に推進していく。

◆本地区の農業用水利用



前歴事業で整備された調整水槽



スプリンクラーによるかん水

◆簡易な維持管理と経費の軽減

水管理施設においてクラウドによる遠方監視及び遠方操作できる設備を整備

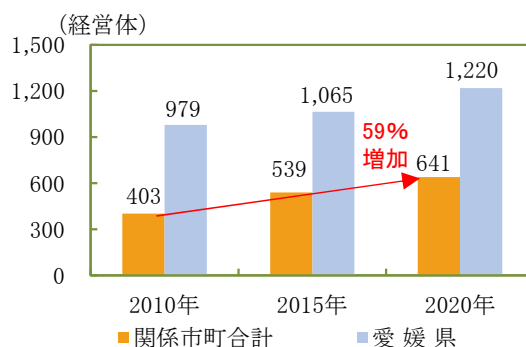


（更新前）



（更新後）

◆販売金額1,000万円以上経営体の動向



位置図（愛媛県）



「南予用水地区」事業概要

- ◆関係市町
愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡伊方町
- ◆受益面積 7,200ha（果樹園7,200ha）
- ◆総事業費 73億円（令和6年度時点）
- ◆事業期間 平成26年度～令和9年度（予定）
- ◆主要工事（改修、補修）
貯水池2か所、揚水機場20か所、用水路5.1km、水管理施設1式

